

# 点検ハンマー

第8号 発行日 2011年 8月25日 発 責 石尾 光春・編 集 地本車技常任委員会

## ビデオ撮影は違法！！

東京～大阪の車両所で、構内操縦（車両基地内の車両の入換え運転）の運転整備（運転に必要な機器類の動作確認、スイッチ類の確認）、運転している状況を、管理者が『勉強をしてもらうため』として、突然、ビデオ撮影を始めました。

労働組合との協議は、一切されていません。

職場でも、撮影をする「業務掲示」「点呼での連絡」等も、貼り出されり、言われたことも、一切ありません！

会社は初めに、ミスを犯した立場の弱い社員や、「嫌です」とは言えない若い社員から始め、時には、1人の社員を3人の管理者が取囲み、有無を言さず撮影を行い、既成事実化を狙っています。

撮影したビデオは、その場で消去する、保管する、他の管理者にも見せる等は、はっきりしていません。

過去の撮影では、「他の管理者が見せて欲しいと言われたら見せる」とも言い、取り扱いは全く不明でデタラメ！ 個人情報保護法にも違反しているというのが、東京都労働相談情報センターの見解です。

まさに、プライバシー、名誉まで侵害しています！

事前に労働組合や社員に協議や説明をすれば反対されるのは判っているから「しない！」というのがJR東海の姿勢です。

このような会社ですから、都合の悪いことは隠ぺいする会社！ リニア建設も同じでは??と言われることもあるかも知れません。

## 操縦の次は、仕業・交検か??

会社の撮影を黙認したり、組合員の声を聞かない労働組合があるならば、JR東海の全ての職場で撮影が行われ、いずれは勤務査定にも利用され、ボーナスカットの材料や社員管理のデータとして利用されるでしょう。

反対や抗議をするなら1日でも早く！と思うのですが、さて、他の労働組合はどのような態度で臨むのでしょうか??